

しごとプラザ マザーズ利用者の就職活動時 託児料支援の手引き

「しごとプラザ マザーズ」※¹の利用者が就職活動を行う際に、託児等サービス※²を利用した場合、サービス利用のために負担した経費を支援します。

※¹「しごとプラザ マザーズ」:広島労働局が運営する「マザーズハローワーク広島」又は「ハローワーク福山マザーズコーナー」と広島県が運営する「わーくわくママサポートコーナー」の総称です。

※² 託児等サービス:認可保育所の保育, 認可幼稚園の保育, 認定こども園の保育, 一時預かり事業等
(託児等サービスの内容は, わーくわくママサポートコーナー託児料支援申請書に記載しています)

支援の要件

1 支援対象となる方(次のすべてに該当している方)

- (1) 広島県内にお住まいの方
- (2) しごとプラザ マザーズの1年以内の利用者であって、就職活動を行うにあたって託児等サービスを利用した方
- (3) 雇用保険の受給資格者ではない方(雇用保険の待機期間中の方は除く。)
(雇用保険の受給資格者は、「求職活動関係役務利用費」の支給を受けることができます。詳細はハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。)

2 支援対象となる子(次のいずれかに該当する子)

- (1) 法律上の親子関係に基づく子(実子及び養子)
- (2) 特別養子縁組を成立させるために監護を受けている子
- (3) 養子縁組里親に委託されている子, 又は養育里親に委託されている子

3 支援対象となる「就職活動」

企業等に就職することを目的に行う次の活動

- (1) 求人企業等との面接
- (2) 筆記試験等の受験
- (3) ハローワークや許可・届出がある職業紹介事業者が行う就職相談・職業紹介等
- (4) 公的機関等が行う求職活動に関する指導及び研修等
- (5) 個別相談が可能な企業説明会等

上記(1)～(5)に必要なと認められる時間が支援の対象となります。

支給額・日数

託児等サービスを利用するために、利用者が負担した費用の範囲内で申請された額を支給します。

○利用料を月額で負担されている場合の支給額は、

「月額費用 ÷ その月の暦日数」により算出した額となります。

○1日当たりの支給上限額は、6,400円とします。

○支給の上限日数は「Web相談時 託児料支援」との合計で、一人当たり年間15日とします。

支援期間

次の期間に託児等サービスを利用した場合に支援の対象になります。

令和5年4月4日（火）～令和6年3月10日（日）

但し、支給額が予算額に達した場合は、期間中でも支援を終了することがあります。その場合は、わーくわくママサポートコーナーのホームページ等でお知らせします。

わくママ

検索

【URL】 <https://wakumama.jp/>

支援の手続き

1 託児料支援申請書の提出

(1) 託児料支援申請書に必要な書類を添えて、託児等サービスを利用した日ごとに申請してください。申請期限は託児等サービスの利用日から30日以内（利用日が令和6年2月15日以降の場合は令和6年3月15日まで）です。

※託児等サービスの利用日から30日を超えたものは、申請できません。

(2) 提出が必要な書類

- ① 託児料支援申請書
- ② 託児等サービス利用証明書
- ③ 利用者と子の続柄を確認できる書類（母子手帳の該当ページの写しなど）
- ④ 面接等求職活動証明書

(3) 申請書の提出方法は次のとおりです。

- ① 広島県電子申請システムからの提出
手続名「しごとプラザ マザーズ利用者の就職活動時 託児料支援申請書」
- ② わーくわくママサポートコーナー窓口への持参
ひろしま：〒730-0032 広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 3階
ふくやま：〒720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパルク 1階

2 託児料の申請～支給決定まで

託児料支援申請書を受付後、確認を行います。申請内容に不備があった場合は、システムから連絡します。申請内容に不備がなければ、受理通知がシステムから送られます。（窓口申請の場合は個別に対応します）

その後、審査を行い、わーくわくママサポートコーナー運営受託事業者（株）シンクロシティ）から、「支給決定通知」が申請時のメールアドレスに送付されますのでご確認ください。

※支給決定通知はドメイン名【@scns.jp】から届きますので、事前にメールの受信設定をお願いします。

3 託児料支援の振込

支給決定通知から10日以内に指定の口座に振込みを行います。10日を経過しても振込みのない場合は、以下の問い合わせ窓口に至急ご連絡をお願いします。

※令和6年3月に申請された方は、支給決定通知を3月22日（水）までにお送りします。支給決定通知が確認できない場合は、令和6年3月25日（月）までに必ず連絡してください。期日以降の連絡では振込みができません。

【託児料支援全体に関するお問い合わせ】

「わーくわくママサポートコーナー」託児料支援担当：082-542-0222

平日 10時～16時（お盆及び年末年始を除く）

【電子申請システムの利用方法及び申請～申請受理までのお問い合わせ】

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課

「わーくわくママサポートコーナー」託児料支援担当：082-513-3419

平日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）